

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和7年1月24日

大磯町における今後のいじめ防止対策について

資 料

1	(仮称)大磯町こどもをいじめから守る条例(素案)について	・・・	1
2	今後のスケジュールについて	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
参考資料1	町民説明会での主な御意見等及び町の対応について	・・・	2～8
参考資料2	パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方について	・	9～25
参考資料3	(仮称)大磯町こどもをいじめから守る条例(素案)	・・・	26～29

政 策 課

大磯町における今後のいじめ防止対策について

1 (仮称)大磯町こどもをいじめから守る条例(素案)について

(1) 町民説明会での主な御意見等及び町の対応について

令和6年12月8日(日)に保健センター及び国府支所の2会場において、(仮称)大磯町こどもをいじめから守る条例(素案)(以下「条例素案」という。)に係る町民説明会を開催しました。

当日は、29名(保健センター:12名、国府支所:13名、オンライン:4名)の方に御参加いただき、貴重な御意見や御提案をいただきました。

主な御意見等は、[参考資料1](#)のとおりです。

(2) パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方について

令和6年12月2日(月)から令和7年1月6日(月)までの期間で、条例素案に対するパブリックコメントを実施し、5名の方から合計34件の御意見等をいただきました。

パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方は、[参考資料2](#)のとおりです。

(3) (仮称)大磯町こどもをいじめから守る条例(素案)について

町民説明会及びパブリックコメントでの御意見等については、条例素案に反映できる御意見等は反映しました。

いただいた御意見等を反映した条例素案は、[参考資料3](#)のとおりです。

※ [参考資料3](#)の下線部分が、御意見等を反映した箇所です。

2 今後のスケジュールについて

年月日	会議等	備考
令和7年1月23日	総合教育会議	町民説明会及びパブリックコメントの結果報告等
令和7年1月24日	福祉文教常任委員会協議会	町民説明会及びパブリックコメントの結果報告等
令和7年1月29日	総務建設常任委員会協議会	
令和7年4月下旬 ～5月上旬	総務建設常任委員会協議会 福祉文教常任委員会協議会	条例案及び関連条例改正案等の説明
令和7年5月下旬 ～6月上旬	令和7年第2回(6月) 大磯町議会定例会	条例案及び関連条例改正案等の提案
令和7年7月～9月	条例等の周知	条例及び相談窓口等の周知
令和7年10月1日	条例の施行	

町民説明会での主な御意見等及び町の対応について

※ 町の対応は、当日の回答を記載。⇒以降は、今後の対応を記載。

No.	主な御意見等	町の対応
1	この条例の課題は「いじめの定義」にある。いじめの現象面を捉えた行為だけを定義するのは間違いであると思う。いじめには「競争的価値観」が影響しているという調査結果がある。いじめる側にもいじめられる側にも理由があり、特にいじめる側に理由があることが多いため、丁寧に理由を聞いて環境を変えていかない限りいじめはなくなるらない。 この定義のままでは、こどもには「いじめはだめです」、保護者には「規範意識を養うように指導しなさい」という結論となってしまう、こどもの内面だけに重きを置いた規範意識の強要になってしまうことを危惧している。 また、条例の制定に割く時間があるのならば、子どもの立場に立ち、こどもの話を聴く体制の構築など、学校現場のために力を入れてほしい。 総合教育会議の場に、学校現場の生の声が届いているのか疑問である。現場の声が届いているのならば、条例の制定といった対応ではなく、他の対応方法になると思う。 学校現場で問題が発生する時は、「教員がこどもたちの方を向かなくなった時」ということは常識である。条例を制定するのであれば、「いじめの定義」が根本的な問題であると思う。	御意見をいただいた「いじめの定義」や「行為」といった語句は、改めて検討します。 必要に応じて学校現場の教職員の意見も聞いていきます。 ⇒ いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に規定する定義と整合を図ることが妥当であると考え、条例素案から変更しません。 ただし、いじめの要因として、競争的価値観が影響しているという御意見を踏まえ、条例第6条の学校及び学校の教職員等の責務に、「いじめ防止等に関し必要な措置を講ずる際は、いじめの背景にある外的要因等を考慮し対処します」という項を追加します。
2	「将来にわたって、いじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進することが必要」との説明があったが、この「将	条例素案に規定する15歳までのこどもを指します。

	来」とは、町立学校重大事態の被害児童の将来か。それとも、条例素案に定義する15歳までのこどもの将来を指すのか。	
3	町立学校重大事態の被害児童の家族からは、要望書の中で、自分たちが安全に暮らすための保障が求められているのか。	要望書にはそのような記載はありません。将来の全ての子どもたちに向けた仕組みをつくってほしいとの内容です。
4	町議会を傍聴して、町立学校重大事態の被害児童は、「大磯町の学校に戻りたかったけれど、守られる保障がないので戻ることはできず、町外の学校に進学した」とのことであった。被害児童によっては、条例が制定されても安全な環境は得られないのではないか。	戻っていただけるならば戻ってほしいと思っています。また、本町で勉強していただきたいと思っています。
5	いじめの防止等の対策として必要なことは、加害者へのカウンセリングや家庭支援であると思う。条例には「いじめをした時の措置」を加えるべきであると思う。場合によっては、加害者に対して「出席停止」などの措置がある旨を規定してはどうか。	このような措置を規定している地方公共団体もありますが、今回制定する条例には規定しない予定です。御意見を踏まえ、条例に規定する必要があるか否か検討します。 ⇒ 今回制定を予定している条例は、基本理念に規定するとおり、大磯町全体で丸となっていじめの防止等に取り組み、子どもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することに主眼を置いています。 御意見にある「いじめに対する措置」は、大磯町いじめ防止基本方針（平成27年3月策定）に掲げており、この基本方針において対応できるものとなっています。
6	いじめ重大事態に係る第三者委員会の報告書は、今年度（令和6年度）中に提出されるのか。	報告書については、町や教育委員会が期日を定めて提出していただくことはできません。早めに提出してほしいと思っていますので、教育委員会には速やかに対応してほしいと伝えています。
7	（仮称）大磯こどもいじめ110番について、想定している相談形式、対応する相談員、相談時間帯など、わかる範囲で教えてほしい。	相談形式については、電話、電子メール、SNSなど、様々な方法を考えています。 相談窓口については、弁護士などの専門分野の方を想定していますが検討中です。

8	パブリックコメントではどんな意見を言っても良いのか。そもそも条例制定の必要性の有無についての意見を提出しても良いのか。また、そうした場合に条例素案を検討し直すことはあるのか。	そのような意見でも構いません。議会からも時期尚早ではないかという意見をいただいています。 必要のない条例を制定する必要はないと考えていますが、必要と考えている方もいると思っています。 この条例を制定することで不利益を被る方はいないと思っていますが、制定することで弊害が生じるのであれば、検討し直す必要があると思っています。
9	この条例素案に反対ではないが、国が実施しているパブリックコメントで意見を述べても、それに対する反応がないと強く感じている。	パブリックコメントに対しては、きちんと御回答しなければならないと考えています。忌憚のない御意見をいただければと思っています。
10	条例素案の中には「学校及び学校の教職員等の責務」という条文があるが、学校の教職員であれば当然に行わなければならないことを、二重三重に定めることに意味があるのか疑問に感じる。	上位法令で定められている規定を条例で規定することについては、御意見のような考えもありますが、条例素案には「再確認」の意味合いで規定に盛り込んでいます。
11	条例素案には「こどもの義務」、「こどもたちのルール」といった内容が記載されているが、大人ができていないことをこどもに言い聞かせても仕方がないと感じる。これは自治体としての理想論ではないかと思う。いちばん大切なことは人的支援であり、学校にこどもの話をきちんと聞く時間に余裕を持った担当者を配置する必要があると思う。 そのためには人を配置できる予算が必要であり、有効な手段であると考えている。私はいじめを受けていたが、いじめをしていた人は、もしかするといじめを受けていた人より不幸だと思うし、そのいじめをしている人も別の人からいじめを受けている可能性もある。そのような観点から、特定の人が悪いのではなく、状況を改善するための人的支援を充実してほしいと思っている。	人的支援の充実や体制の強化の必要性は認識していますので、それらの取組みを進めていく考えですが、それらと同様に条例を制定することは大切であると考えています。 条例を制定することで人的支援に係る費用が削減されるという訳ではなく、どちらを優先するというものでもないと思っています。 人的支援を充実することは必要であり、今回の条例の制定に合わせて構築する相談体制の強化も、人的支援の充実につながるものと考えています。

12	第1条の「目的」に、他の自治体で概ね明記されている「こどもが教育を受ける権利」が明記されていない理由はあるのか。 例えば、目的の下段部の「こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため」に、「学ぶことができる環境づくりを実現する」といった文言を加えることはできないか。	故意に条文の中に含めなかった訳ではありませんので、盛り込めるように検討させていただきたいと思います。 ⇒ 前文、第1条の「目的」、第3条の「基本理念」の該当する箇所を、「こどもたちが夢や希望を抱き、<u>学ぶことができる環境と</u>、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため」に修正します。
13	令和5年に長野県佐久市で議員提案による「いじめからこどもを守る条例」が制定されており、先進事例の調査や視察等を経て約1年間をかけて、条例制定に至ったと聞いている。 大切な条例になりますので、もう少し時間をかけて議論を重ねることが大切ではないか。	議会の動向は関与できない部分となりますが、周りの地方公共団体での取り組みを受けて議会が条例を提案いただければ、良い流れになるのではないかと思います。また、町で検討していた条例素案と摺り合わせることで、より良い条例になると思います。
14	第2条の「定義」の部分で、小中学校の児童生徒だけでなく、保育園や幼稚園のこどもも含まれているのは、国のいじめ防止対策推進法の定義を広げたという認識で良いか。	そのとおりです。
15	教職員や保育士からの行為で、こどもが心身の苦痛を感じてしまうことがあるが、それは条例素案では適用されていないため、解釈を広げてもらいたい。 理由として、教職員等から受けた行為によって、傷ついてしまったこどもの親が教育委員会に相談しても、直接対応できる法律がないことから、取り合ってもらえない現実があるので検討してほしい。 また、色々な人の意見を聞くことは大切であると思うが、現状として、教育行政全般の課題でもあるが、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーといった専門職の意見が反映されないことが課題である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワ	教職員等からこどもたちが受ける行為に関して、条例に規定することは難しいと思いますので、別の方法を研究したいと思います。 また、条例や相談体制を構築していく中で、スクールカウンセラー等からの現場の意見についても、ヒアリングをさせていただき反映させていきたいと考えています。 ⇒ 今後、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーに改めて意見をいただく予定です。

	一カーは、いじめに対する知見を有しており、こども、保護者と接している時間が長く、学校とこどもの間に立った視点で物事を見ることができるので意見を聞いていただきたい。	
16	この条例を新たに制定しなければ、「体制が構築できない」、「予算の措置ができない」といった課題はあるのか。	この条例を制定しなければ実行できないものはありませんが、一旦制定した条例を行政が独断で廃止することはできないという条例上の義務が生じます。 学校現場の方を含めた町民の皆さまに御理解していただくための措置として条例は有効であると考えており、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その法律に基づき、平成27年に本町でも「大磯町いじめ防止基本方針」を策定するなど、仕組みづくりを進めてきています。しかし、いじめ防止対策推進法が施行して10年が経過しても、全国的に見てもいじめはなくなり、本町でもいじめは発生しています。 この条例の制定をきっかけとして、今までやってきたことを振り返り、新たな基準を設けたり、再確認したりしていただく機会にしたいと考えています。
17	条例全体を「ですます調」にすることは良いと思うが、「ですます調」にしたからといって分かりやすくなるとは限らない。また、法律用語特有の表現だと内容によっては分かりにくくなることもあるのではないかな。	総合教育会議の場で「ですます調」や、「小学生でも理解できるような優しい表現」にすることなどの提案がありました。 条例素案は、スケジュールの関係で「ですます調」にだけ修正を行っているため、その他の表現についても分かりやすく修正したいと考えていますが、用語を修正することで意味合いが変わってしまうこともありますので、その点に注意しながら検討したいと思います。
18	「(仮称) こどもいじめ110番」は、どのようなことに対応していただけるのか。また、相談内容は、学校に伝えるのか。	「(仮称) こどもいじめ110番」は、学校では打ち明けられないことがあることを前提として立ち上げるものであり、普段は言えない

		ようなことを相談していただくことを想定しています。これまでは学校の中だけで完結しようとしていたものを、相談窓口を開設することでいじめの早期発見につなげたいと考えています。 相談については、学校ではなく町役場の担当者及び専門家（弁護士等）が対応することを想定しており、相談された内容、相談者の意向に応じて対応することになると思います。
19	いじめは、きっかけや状況が様々であり、「いじめられている側」と「いじめている側」の立場が逆転することもある。そのため、現場の先生方が状況を把握できるような仕組みを構築し、時間的な余裕を作ることが重要であり、そういったことも含めて人的支援が必要である。先生方にも様々な課題があって、日々業務に追われているので地域も含めてサポートしていく必要があると思う。	この条例素案には、地域の皆さまや、学校の教職員の方をお願いしたいことも規定しています。根拠を作ることによって教育委員会や地域でも生かしていただきたいと思いますし、そのために町として、しっかりと働きかけたいと考えています。また、根拠である条例を制定することで、地域の皆さまの受止め方も変わってくるのではないかと考えています。
20	この条例は、いじめが起こることを前提として考えているのか。また、この条例を制定することで、どの程度のいじめの抑制につながると考えているのか。	いじめの未然の防止、初期発見、初動を充実するための条例として捉えています。 また、この条例のポイントは、「立場ごとの責務の再確認」と「いじめの予防（相談体制の充実）」の2点であり、しっかり取り組むことでいじめの根絶につなげたいと考えています。
21	条例を制定しないと現場との話し合いができないという状況なのか。本来であれば条例がなくても、きちんと対処できなければならないと思う。	御意見のとおりであると思いますが、いじめが発生している現状がありますので、これまでの反省を踏まえ、新しい取り組みを進めていく必要があると考えています。また、相談体制については、国や県の相談ダイヤルはありましたが、本町にはありませんでしたので、町独自の体制を構築することでいじめの早期発見につなげたいと思います。
22	全ての大人が、他人のせいにせずに自分を省みるきっかけになれば良いと思う。	御意見のとおり、この条例を制定することで、町民の皆さまがそれぞれの立場と、責務

		や役割を意識できるきっかけになればと思っています。
--	--	---------------------------

パブリックコメントでの御意見等及び町の考え方について

No.	御意見等	町の考え方
1	【全体】 具体性を持った指針がほしいと思います。たとえばことが起こった場合には2人以上の大人が指導に入ること、その指導に入る大人の基準など。 加害者側への指導が必要なのはもちろんですが、被害者側やその家庭での対応が度を越える場合もあります。被害者側の権利はもちろんです、被害者側にも「してはいけないこと」の指導が同様に必要と考えます。もちろん双方の心のケアも必要です。	本町では、平成27年3月に「大磯町いじめ防止基本方針（以下「基本方針」といいます。）」を策定しています。その基本方針の中で、町、教育委員会及び学校が実施する基本的施策・措置や重大事態への対処などの具体的な事項を定めています。今回の条例の制定を踏まえ、基本方針についても必要に応じて見直しを行う予定です。 また、被害者等への指導についても、そうした基本方針の見直しの中で検討したいと考えています。まずは、こどもたちを含めた全ての町民の皆さまに条例をしっかりと周知することで、いじめの未然防止や早期発見につなげたいと考えています。
2	【全体】 現実問題、登校できない状況が発生するのはある程度仕方ない面もあると思います。被害者側が身を守るために登校拒否せざるを得ない場面はありますし、加害者側も、別室登校を進める指導により結果的に登校しなくなった子どももいると聞いています。そうである以上はそれに至るまでのフローチャートと、いざそうなった場合の学習やその他のことに関してのケアができる体制にも言及してほしいと思います。	本町では、町立小中学校及び教育研究所に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校などで悩みの児童生徒やその保護者からの相談を受け付けており、それぞれの相談内容に即して適切に対応する相談体制は整っていると考えています。 しかし、条例の制定を踏まえ、さらに実効性のある相談体制の構築へ向けた必要な見直しを行う考えです。そうした中で御指摘の事項も検討します。
3	【全体】 第三者の客観性というのは必要ですが、子どもたちを含め色々な立場の方が等しく意見を出せる形もそれはそれで必要だと思っています。匿名性の問題は懸念されるでしょうが、もちろんプライバシーには配慮しつつ	本条例を制定する過程に関する御意見であると理解しますが、今回の条例の制定にあたっては、パブリックコメントを実施したほか、町民説明会を町内2会場で開催し、町民の皆さまから多くの御意見をいただきました。そして、条例に反映できる御意見はできる限り反映しました。

	「みんなで考える」ことは、町全体のリテラシーを上げるためにも必要と考えます。	また、この条例を制定し施行する際には、多くの町民の皆さまにこの条例を知っていただき、大磯町全体でいじめの防止等に取り組む意識の醸成に向けて周知することで、町全体のリテラシーの向上につなげたいと考えています。
4	【全体】 全体を通していつでもだれにも起こりえることで、加害者にも被害者になりえるという指摘は正しいし重要だと考えます。だからこそ「いじめ」は特定の「悪者による行為ではなくて、現象としてとらえるべきであり、前述で「行為」という一語を問題とした理由もここにあります。 わたしは学校現場で教員をしている経験から、「いじめ」を現象として捉えるか否かが決定的であると考えています。というのも、「いじめ」事案が起こった時に、ある特定の児童・生徒の性質や、行為のみを問題にしようとする姿勢からは本質的解決には一步も進まないからです。「いじめ」はその当事者間の関係のみならず、周辺の間人関係、教室、学校、家庭における文化や習慣、現在であればネットやSNSなど様々な環境が要因になっていることを予想し、丁寧に話を聞き、なによりも教室や学校内でなにが起きているのかを把握して、当該の児童・生徒と対話をしていく以外にないからです。そうせずに、もし、「加害者」のみを抑え込んで排除したとすれば、いったん解決したように見えてもまた別の形での「いじめ」やその他の問題があらわれてきます。結局はこどもの人権の尊重も学習権も教育権も侵害される方向にしかむかいません。それではこの条例の趣旨とも逆行することになります。	いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に規定する定義と整合を図ることが妥当であると考え、条例素案から変更しません。 ただし、いじめの要因として、競争的価値観が影響しているという御意見を踏まえ、条例第6条の学校及び学校の教職員等の責務に、「いじめ防止等に関し必要な措置を講ずる際は、いじめの背景にある外的要因等を考慮し対処します」という項を追加します。 なお、いただいた御意見については、今後のいじめ対策の参考にさせていただきます。

「いじめ」については国立教育政策研究所が、ある1つの市のすべての小学校（13校）と中学校（6校）に在籍する小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒（一学年あたり800、約4800人）に行った大規模な調査があります。『いじめ追跡調査2004 2006いじめQ&A』（2009年）と『いじめ追跡調査2007 2009いじめQ&A』（2010年）です。 その調査では全体の8割を超える子どもが過去3年間で何らかの「被害体験」をもち、同じく全体の8割以上の子どもが「加害体験」をもつという結果だったといいます。つまり加害者や被害者は区別することができないということです。また、「どのような状況がうまれたときに子どもが加害行為に向かうのか」と加害行為との要因も探られています。その中では、学校でのストレスとして「競争的価値観」（これでは実態を反映した表現ではなく、むしろ「足の引っ張り合い」とか「生き残りの環境」とでも呼んだ方がいいでしょう。競争が即、「生き残りの環境」に繋がるわけではないですが、いじめ加害において大きな要素として浮かび上がったといいます。この調査の結果は日頃学校現場で起こる事例とも矛盾しません。つまり「いじめ」とはある特定の児童による、ある特定の児童への加害行為としてのみ定義されるべきではなく、「いじめ環境」とでも言うべき社会的病理現象として定義されるべきなのです。 ところが同条例案では「いじめ」を「こどもと一定の人的関係にある他のこどもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているもの」として	
--	--

ただ個人的行為としてのみ定義しており、それ以降の条文もこの定義を前提にして書かれています。そのため、「いじめという現象をとらえる視野も、加害側と被害側の当該児童の関係と、その内面にのみに限られ、その背景や環境的、構造的な原因（たとえば競争的環境による競争的価値観の脅迫）は隠されたままとなり環境改善へと進む道が閉ざされてしまいます。そうなれば必然的に、厳罰化と監視強化、あるいは隔離や排除といった対処療法的対応のみが先行し事態をいっそう複雑化することになります。 ましてや「法」を背景とする対応では、学校などの関係機関に対して自治体行政が介入する形にならざるを得ず、人事や予算権を握る行政と学校現場との関係からは、学校の組織的対応も児童・生徒の為にするよりも、行政・教育委員会の為にする傾向が避けることができず、より一層深刻な環境を作り出すことになりかねません。これでは「こどもをいじめから守る」のとは逆に「いじめ環境」へと追い詰めることになってしまいます。 以上のような「いじめ」の狭い定義が「基本理念」の前提とされているために、「いじめ」への対策も必然的にこどもの規範意識の涵養を保護者や学校に強いるしかなくなります。これでは「加害」子ども（ないしその家庭）個人の自己責任に帰することになり、つまり社会環境的要因を個人の自己責任に転嫁し罰するか排除する方針しか出てきません。悪くすると、いじめ事案を事実に基づいて判断検討しようとする前に、ヒステリックに「加害児童を作り出し排除することで収束を謀ろうとする動きにつながる危険すらあります。つまり行政や学校が組織的に特定のこどもとその家族を「いじめる」ということで	
--	--

す。そこまで至らなくとも、部分社会の中のストレス（それはとくに学校にからんで集中的にあらわれる）はより隠蔽され、陰湿化することはさけられません。このように厳罰化や行政の何らかの介入によって学校現場でもたらされる結果は、この条例案前文にある意図とは反して「いじめ環境」をよりいっそう複雑化し、深刻化しかねません。 たしかに、本条例案の上位法である『いじめ対策推進法』には「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ」とあるように、「いじめ」をこどもの心の問題にのみ限定する限界が読み取れます。しかし本条例をこの限界にとらわれない、より本質的な文面にしたとしても上位法と矛盾することにはなりません。 昨今の競争的環境の低年齢化は進み続け「落ちこぼれないためには…」、「勝ち組になるためには…」と学校も教師も保護者も脅されています。そのストレスは「将来、安全で安心な生活をおくるため」などと言われながら子どもたちにむかっています。しかもそれは、社会的不安要因に裏付けられもしています。 貧困の増大（厚生労働省の2023年分の調査では年収300万円以下の世帯が36%以上にもなっている）非正規雇用労働者の増大（40%以上が非正規雇用）、社会保障の削減・撤廃と税負担の増大などです。 このような社会環境に加えて、現在のこどもたちは観点別評価に代表されるようにあらゆるモノサシで測られ序列をつけられています。それは「大切にされていない」「自分なんかどうでもよい」といった不安全感、自尊心の低さを内面に作り出しやすくし、それが	
---	--

	昨今の「いじめ環境」の正体ではないでしょうか。もちろん、この社会的「いじめ環境」を短期間に、学校教育とその関係機関で解消できるはずはありません。しかし、だからといって「いじめ行為」として現象した部分だけを切り取って、その責任をこどもとその家族の自己責任にのみ転嫁すべきではなく、可能な限りこどもたちを「いじめ環境」から守るべきなのです。 では、現実のいじめ対策はなにができるのかといえば特別なことはなにもありません。現在社会の「いじめ環境」を念頭におきつつ、まずは当事者の話を信頼関係を持った友人、保護者、教師が聞き、本質的原因がなにかを理解するためにともに議論することです。当事者とは、被害者、加害者だけでもない、傍観していたこどもたち、まったく関係ないようにみえる周辺の人たちにも話を聞き議論をする以外に「いじめ環境」に対抗することなどできはしません。それにはなによりも教師や保護者の多くの時間と労力がかかるはずです。ですから行政のすべきことは、学校現場での当事者の力を信じて行政的支援をすること、なによりも教育・学習環境を整えることだけだと強調したいです。	
5	【全体】 「いじめ防止対策推進法」成立から、10年以上経過したときに、このような条例の制定が必要なのか。 この十年間の取り組みの中から、うまく機能しなかった部分を見つけ改革・改善せずに新しく組織を立ち上げても結果は同じと思う。	全国のいじめ認知件数が、令和5年度には約73万件と過去最多となり、本町においても約600件と、多くの事案を認知しています。積極的な認知によりいじめの顕在化が進む一方で、見えないところでいじめが発生しているケースが存在している可能性は否定できません。このような事案を見逃すことなく、未然の防止や早期解決に導くためには、これまでの取り組みを踏まえた新たな相談体制の構築や、大磯町全体でこどもをいじめから守る意

		識の醸成が必要と考え、今回の条例素案の提案に至っています。
6	【全体】 視点を変えて考えられないのか 「子どもの権利」という言葉がある。「子どもの権利条約」が挙げている4つの権利の実現をめざす方向で考え、子どもを権利の主体として扱う視点	令和5年4月に施行された「こども基本法」や、同年12月に策定された「こども大綱」に基づき、本町においては令和7年度を初年度とする「大磯町こども計画」の策定を進めています。 今後も「こどもまんなか社会」に向けた施策を展開していく必要があると認識しており、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という「こどもの権利」については、「こども権利条例」の策定の検討も含め、様々な取組みを進めていく必要があると考えています。
7	【全体】 視点を変えて考えられないのか 「学校のいじめ」は原因 発見の難しさ 連続性など様々な要素が複雑に関係しあっている。いじめの構造を研究し対応することができないのか。例えば、「オープンダイアログ」教育内容・目標の検討など	御意見のとおり、いじめには、様々な要因が複雑に関係していることも多く、ひとつの方法で解決することが難しいものであると思います。そのため、多くの事案に接することで事案ごとの様々な対処法を検討するなど、日々の研究は非常に大切であると考えていますので、教育委員会とも連携し取り組んでまいります。
8	【全体】 「大人社会のいじめ」「学校職員間のいじめ」など、子どもの生活に直接目にする「いじめ」があるがそれは放置していいのか。いじめは「子ども社会」「学校」特有のものではないはず。	「大人社会のいじめ」や「学校職員間のいじめ」などを放置して良いものではありません。今回の条例を制定し広報・啓発することにより、こどもだけではなく周りの大人たちにも「いじめは許されるものではない」という意識の醸成につながるものと考えています。
9	【全体】 条例案制定の過程には、 A：被害者とその保護者の視点 B：教育現場の視点 C：A、Bに片寄ることなく被害児童・加害児童の「子ども」の立場を守る視点 等の多角的な視点が必要です。	今回お示ししています条例素案は、他の地方公共団体の先進事例を参考に、御指摘のABCの視点も含め、本町に合った条例となるよう町政策課において検討を進め策定したものです。 町職員が策定したものであり考慮しきれない点もあると考え、町民説明会やパブリック

	条例内容の検討は政策課が性急に進めるものではなく、ABCそれぞれの視点を加えた議論が必要ではないでしょうか。 条例制定の起点から、町で起きている現実をよく踏まえて検討し積み上げていくのが道理だと思います。	コメントを実施し様々な御意見をいただくことで、それらを補うこととしました。 従いまして、町政策課が性急に進めたものではありません。
10	【全体】 文部科学省いじめ防止対策推進法第26条（出席停止制度の適切な運用等）および文部科学省学校教育法第35条では、加害児童生徒への懲戒行為が定められています。いじめ防止基本方針から条例化へ一步踏み込むことを鑑み、学校の秩序の維持と他児童生徒の教育を受ける権利を保障するための措置として、この具体的内容を町条例に明記すべきと考えます。 被害児童生徒を別室・別校に移すことは一見やさしい配慮に見えますが、実に酷な排除にもなり得ます。	今回制定を予定している条例は、基本理念に規定するとおり、大磯町全体で一丸となっていじめの防止等に取り組み、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することに主眼を置き制定をめざしているものです。 御意見にある「いじめに対する措置」は、大磯町いじめ防止基本方針（平成27年3月策定）に掲げていますが、この基本方針による対応についても必要に応じて見直してまいります。
11	【全体】 現在、条例制定のきっかけとなったいじめ重大事態案件が町民には経緯と結果が不透明な中、先じて町民に条例案へのパブリックコメントを求めていること、また、規律遵守を求める条例内容に違和感を覚えます。「反省」の矛先が、今回問題となっているいじめ重大事態案件へ支援・指導・助言をする立場の者の姿勢や肝心の加害者ではなく、町民に向けられているような気がします。	今回制定を予定している条例は、基本理念に規定するとおり、大磯町全体で一丸となっていじめの防止等に取り組み、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することに主眼を置き制定をめざしているものです。大磯町立小学校のいじめ重大事態の反省の矛先を、町民に向けるために条例を制定するものではありません。 なお、大磯町立小学校のいじめ重大事態については、調査報告書の作成と公表がなされていない状況にあります。これは教育委員会と調査委員会が、被害児童保護者の御要望に丁寧にお応えしながら調査を進めているためです。
12	【全体】	本町では、平成27年3月に大磯町いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の取組

	条例制定の前に、「いじめ防止基本方針」に対する共通理解を町や各学校の全職員に浸透させることが先ではないでしょうか。さらに、いじめ重大事態案件の決着が先です。条例を制定せずとも、基本は「いじめ防止基本方針」という全職員共通のガイドラインに立ち返る、でよいのではないのでしょうか。	みを進めています。策定から約10年が経過していますので、教育委員会及び各小中学校においては浸透していると認識しています。 そして、今回制定を予定している条例で、大磯町いじめ基本方針及び町立の各小中学校にいじめ防止基本方針の策定を義務付けることで、いじめ防止基本方針の理解をより深めることにつながると考えています。
13	【全体】 そもそも「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」は、被害児童生徒とその保護者の痛みや苦しみを言語化・制度化したものです。また、被害・加害児童生徒を分け隔てることなく、「子どもの最善の利益」と明るくワクワクという感情設定をしなくても「子どもが幸せと感ずること」が、大人が目指すものではないのでしょうか。 本来学校は、いじめをきっかけに登校できなくなってしまった子どもにとっても、家庭に次ぐ大切な世界でした。その子どもの気持ちを常に忘れずに、大人たちは今後について考えていきたいものです。	本条例を策定することで、前文、目的及び基本理念に掲げる「こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現する」ことをめざします。また、御意見のとおり、学校が「こどもたちが幸せを感じる」場所となるよう町を挙げて取り組んでいこうとするものです。
14	【全体】 全国のさまざまな自治体でいじめに関する条例が作られています。条例を作っていじめ防止を呼び掛けることは、子どもやその保護者にとって安心感を得られることですが、今回の条例は今作るべきなのかと疑問を感じています。 大磯町では報道されるようないじめ重大事態が発生しました。町議会でも長きにわたってそれに関する質問がなされていますが、議会での教育委員会の答弁を聞いても、学校や教育委員会の対応に対する疑念は払しょくされるどころか深まるばかりです。ですからいじめ重大事態の報告書の日も早い公表が待	御意見のとおり、大磯町立小学校のいじめ重大事態の報告書が提出された後に条例を制定することもひとつの考え方であると思いますが、町としては、このようないじめ重大事態案件を生じさせないためにも、早期に条例の制定が必要であると考えています。 また、条例の中に、教育委員会や学校に対して実効性のある指導権限がある機関が必要であるとの御提案をいただきましたが、今回制定を予定している条例は、基本理念に規定するとおり、大磯町全体で一丸となっていじめの防止等に取り組み、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することに主

	たれます。その中で学校や教育委員会の対応がどう評価されているのか。そしてそれに対する再発防止策はどう提示されるのか。この部分が反映される条例を作るべきではないかと思います。 私はいじめ重大事態被害者の保護者です。いじめ発生から5年以上経っていますが、被害を受けた子どもは不登校が続き、社会に心を閉ざしています。私の経験から言えることは、いじめ防止対策推進法や大磯町いじめ防止基本方針が守られていれば、私の子どもは楽しく学校に通っていたのではないかということです。残念ながら、学校の教員や教育委員会の職員の法令の理解が足りないと感じました。法律や方針がありながら私の子は救ってもらえませんでした。これから作られる条例もそうならないためには、寝屋川市のように、教育委員会や学校に対して実効性のある指導権限がある機関が必要だと感じます。	眼を置き制定をめざしているものです。そのため、御提案いただきました機関の設置に関しては規定していません。 なお、大磯町立小学校のいじめ重大事態については、調査報告書の作成と公表がなされていない状況にありますが、これは教育委員会と調査委員会が、被害児童保護者の御要望に丁寧にお応えしながら調査を進めているためです。
15	【前文】 こどもの人権尊重を宣言している部分と、その尊厳を傷つけることは人権侵害であると明言している部分には賛成。その上で文末に「いじめ」を「行為」としてだけとらえる表現があるのには賛成できない。「いじめ」は現象あるいは環境としてとらえなければならず、もしその行為だけを抑え込むか、あるいは取り除こうとすれば、いじめを生み出している環境を治すことはできずにかえって「いじめを生み出す環境を作り出すことになります。 したがってここは「…重大な人権侵害です。」や「…重大な人権侵害であり、決して起こしてはなりません。」など書くべきと考えます。	いただいた御意見を参考に、「命までも奪ってしまう重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です」を、「命までも奪ってしまう重大な人権侵害です」に改めます。 なお、第3条の「基本理念」においても、同様に改めます。

16	【前文】 条例を読んで思ったことを書きます。 前文３段 ① いじめが及ぼす結果について ② いじめを防止するための取り組み ③ 条例制定の目的 子どもの権利の尊重しいじめから守る 夢や希望を抱く社会 健やかで心豊かに成長できる社会 安全で安心な社会 ⇒ 実現することを目指す この前文では、目的は３項目の社会の実現を目指すことであり、いじめをなくすること（実行不可能なことと思うが）は、その手段としてなっている。 条例全体を読んでも、目的のことは語らず手段についてのみ語っている。 まるで世の中の悪の根源は「いじめ」であるような考えである。 この目的を本当に実現しようとするならば、「いじめ対応」よりも広い視野から子どもの生活を直視し夢や希望を奪っているもの 心豊かに成長できない原因 安全で安心できない社会の要因は何かを考えるべきでなかろうか。	今回制定を予定している条例は、こどもをいじめから守るために、いじめの防止等に取り組むことを基本理念としています。そして、その取り組みの結果として、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することをめざすこととしています。
17	【第１条】 手段と目的が混同している。 ① 町、学校、保護者、町民の責務と役割を明らかにすること、② いじめに関わる基本的な事項を定めることが目的と思う。 この条例をどこまで読んでも、実現した社会へのアプローチ方法については語っていない。 いじめ対応で終始しているので、本当の目的は①と②だと思う	今回制定を予定している条例の目的は、いじめの防止等に係る基本理念を定め、町、学校や保護者などの役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定め、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することをめざすこととしています。

18	【第2条】 いじめ保護対象期間は義務教育修了で終わらずに、年齢制限なく全町民を対象とすることが必要だと考えます。条例案前文にも「…将来にわたって…確実に推進する必要があります」と掲げられています。いじめで受けた傷は、義務教育修了と同時に治癒するものではありません。回復には、苦しんだ年月だけかかると言われています。	今回制定を予定している条例の対象は、大磯町内に居住する中学校に在籍する者までを対象としています。御意見のとおり、いじめへの対処中に対象年齢を超えてしまう場合なども考えられますので、被害児童生徒に寄り添い、それぞれの状況に応じて適切に対応してまいります。
19	【第2条第1号】 (1) いじめ 「いじめ防止対策推進法」の丸写し。 ・ 主観的になる危険性がある。	いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に規定する定義と整合を図ることが妥当であると考え、いじめ防止対策推進法と同様の定義としています。
20	【第2条第1号】 子ども同士のいじめに大人の関与がないと言えるでしょうか。他自治体条例には、被害者は「子ども」としますが加害側は「子ども」に限定していないものがあります。きっかけとなったいじめ重大事態案件を教訓とするなら、被害者・加害者ともに対象年齢を広くするべきではないでしょうか。	いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に規定する定義と整合を図ることが妥当であると考え、いじめ防止対策推進法と同様の定義としています。そのため、加害者側もこどもを想定しています。 御意見のとおり、大人が関与することも当然に考えられますので、そのような場合は対処しないということではなく、いじめとは別の問題として解決に向けて取り組む考えています。
21	【第2条第2号～第4号】 (2) 学校、(3) 町立小中学校、(4) 児童等学校関係 ・ 私立や高等学校（具体的には、こいそ幼稚園、ステパノ学園、星槎学園、大磯高校など）を対象から外す理由が不明。	第2号の「学校」、第3号の「町立小中学校」及び第4号の「児童等」については、町立の小中学校、幼稚園及び保育所を対象として想定していますが、町立以外に通う中学校に在籍する者までは、第2条第5号に定義する「こども」に含まれますので、今回制定を予定している条例の対象となります。 また、町立以外の学校等へは、第17条により協力を求めることができるように規定しています。 なお、今回制定を予定している条例では、町立の小中学校、幼稚園及び保育所を対象として想定したため、中学校に在籍する者まで

		を対象としましたが、条例を運用している中で不都合が生じるようであれば、改正等を検討します。
22	【第2条第5号】 (5) こども ・ 素直になぜ「ひらがな」と思います。一般的には「子ども」という表記が多いと思う。 ・ 第2項から第4項の対象となる者と同等の者 最初から「子ども」とすればよさそうなのに思う。 ・ 中学生までに限定する理由もよくわからない。	令和5年4月に施行された「こども基本法」や、同年12月に策定された「こども大綱」との整合を図るため、「こども」としました。 なお、今回制定を予定している条例では、町立の小中学校、幼稚園及び保育所を対象として想定したため、中学校に在籍する者までを対象としましたが、条例を運用している中で不都合が生じるようであれば、改正等を検討します。
23	【第2条第6号～第8号】 (6) 保護者、(7) 町民、(8) 関係機関等では、対象が突然広がる。 ・ 整合性がない。	第6号の「保護者」、第7号の「町民」、第8号の「関係機関等」の定義については、他の地方公共団体の先行事例を参考にしていますので、整合性がないとは考えていません。
24	【第2条第8号】 法務省設置のいじめ相談窓口があります。関係機関に「法務局」を明記してください。	法務局は、「その他のこどもに対するいじめの防止等に関係する機関及び団体」に含まれます。
25	【第4条】 「こども」を権利の主体としてとらえていない。子どもの心理的発達を考えるとこのような、押し付け的「上目線」での表現はできないはず。	いじめは許されないことであり、いじめを行ってはならないという考えを明確にするとともに、強く訴えるべき規定であるという考えのもと、このような表現としており押付けの意図はありません。 なお、本条例素案の逐条解説にお示ししたとおり、年齢によっては善悪に対する判断を十分に行うことができないこどもがいることを考慮し、敢えてこどもの責務や役割という記載をせず、禁止事項と行うべき行為を訓示的に示しています。
26	【第5条～第8条】 第5条以下は「いじめ防止対策推進法」の写しようですが、詳細がわからない。 ・ 「責務」や「規範意識」ということが強調されているが、「いじめの要因」として	今回制定を予定している条例は、大磯町全体でこどもをいじめから守ることに主眼を置き、それぞれの責務を明らかにしていじめの防止等に取り組んでいくこととしています。

	過剰は「規範意識」が指摘されていることがある。また、「責務」の強要も同様に指摘されている。	第7条の「保護者の責務」には、「そのこどもに対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます」と規定しています。 責務及び規範意識については、御意見にあるように過剰や強要につながらないよう注意してまいります。
27	【第8条第1項】 町民に何を求めるのかをわかりやすくするために、「こどもの見守りや声かけを行う等」と明記してください。	御意見のとおり、「声掛け」を加え、「地域におけるこどもの見守り等により」を、「地域におけるこどもの見守りや声掛け等により」に改めます。
28	【第8条第2項】 「…速やかに町、学校又は関係機関等に情報を提供するよう…」の提供先に、「保護者」を加えてください。	御意見のとおり、「保護者」を加え、「速やかに町、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めます」を、「速やかに町、学校、保護者又は関係機関等に情報を提供するよう努めます」に改めます。
29	【第10条、第11条】 第5条以下は「いじめ防止対策推進法」の写しようですが、詳細がわからない。 「教育委員会規則で定める」とあるが、具体的なことを記載するか、委員会規則を後出しではなく、同時に出せないのか。	本町では、第10条に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置しておらず、現時点では設置する予定はありませんが、設置する際には、教育委員会規則により設置目的、所掌事務及び協議会委員数などの具体的な事項を定める予定です。 なお、第11条に規定する「いじめ問題対策・調査委員会」は既に設置されており、教育委員会規則は制定済みです。
30	【第11条、第12条】 それと、対策委員会、調査委員会の客観性、公平性はどのように担保されるのかが気になります。解説には「大学教授や弁護士、精神科医などの専門的知識や学識経験を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者」とありますが、人選の経緯については透明性を確保してほしいです。	本条例素案の逐条解説にお示したとおり、「いじめ問題対策・調査委員会」及び「いじめ問題再調査委員会」の委員は、公平性及び中立性の観点から、大学教授や弁護士、精神科医などの専門的知識や学識経験を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者（第三者）をもって構成することとしています。 両委員会委員の具体的な選任方法は定めていませんが、町民の皆さまへの誤解を招くこ

		とのないよう、選任理由などを明確にしたうえで進めてまいります。
31	【第12条】 第5条以下は「いじめ防止対策推進法」の写しのようですが、詳細がわからない。 ・ 「教育の独立性」をどのように担保するのか疑問。なぜ、教育委員会ではだめなのか。	第12条の「いじめ問題再調査委員会」は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき設置する委員会です。現在の本町では、この委員会を第11条に規定する「いじめ問題対策・調査委員会」が兼ねています。 そのため、「いじめ問題対策・調査委員会」がまとめた報告に対して町長が必要と認めた場合は、同じ案件に対して「いじめ問題対策・調査委員会」が再度調査を行うことになります。そのような状況を踏まえ、「教育の独立性」を犯すものではなく、より公平性及び中立性を確保する観点から、町長部局に「いじめ問題再調査委員会」を設置することを規定しています。
32	【第15条】 チラシやパンフレットの定期的配布だけではなく、大人に対する講演等の教育こそ必要だと思います。→（広報、啓発及び教育活動）	条例を制定し運用する際には、講演会等も企画させていただきます。
33	【第18条ほか】 この町は、地域規模による行政・町民同士の近い関係性から、町長部局以外の第三者による判断が可能な機関に所管を設置した方がよいと考えます。	御意見を踏まえ、条例を制定し運用する際には適切に対応してまいります。
34	【その他】 「いじめ重大事態」を知る範囲でまとめてみた。 「大磯町のいじめ問題を考える会」発行の時系列表によると2018年身体的特徴に関する悪口、暴力、所持品破損などの被害を受け担任（学校）に相談をした。 しかし、その後も同様の「いじめ」行為が続き、2022年町外の学校へ転校を余儀なくされた。「いじめ」（いやがらせ）行為は、具体	今回制定を予定している条例が制定された際には、条例を制定したことで終わりではなく、学校の児童生徒や教職員、また、保護者などの関係者の方々に対して広報や啓発に努め、いじめを限りなくゼロに近づけるように取り組んでまいります。 なお、御意見を踏まえ、条例の施行前の段階で、学校の児童生徒や教職員、また、保護者などの関係者の方々への事前の広報や啓発が必要と考え、条例の施行日を当初予定して

的に不明であるが、身体的特徴に関する悪口、暴力、所持品破損、トイレでの威嚇、給食配膳時の差別的扱いなどが文面にある。また、大磯町議会（2024年12月）での質問内容に「デブは給食食うな」とある。これが最も具体的な内容である。 町や学校の対応として、学校は誠意ある対応をせずに加害保護者への対応をしていない。また教育部長は被害保護者に問題があるような発言をした。警察も不介入の態度をとった。これらのことから、被害保護者は学校や行政機関への不信感を募らせ、転校させることを決断した。 文科省の「ガイドライン」では、事実関係が確定した段階ではなく「疑い」が生じた段階で「重大事態」として調査・対応することと定める。2018年の段階で、「疑い」と学校・教育委員会などが判断し調査・対応しなかったのはなぜか。この段階で、調査・対応をすれば、被害者・加害者そして関係する子どもが現在よりは良い結果を得ることができたのではと思うと非常に残念である。 以前、レポートを書くために、教育員会議事録、学校評価などの文書が大磯町ホームページから読んだことがある。（記憶が定かでないが）18年から22年までの教育員会議事録や学校評価等からも「いじめ」の報告は件数のみで具体的な対応は見つけることができなかった。つまり「重大事態」の「疑い」は報告していなかった。「なぜないのか。」当時の関係者に公式の場での説明を求めようと、誰もしようとしない。「大磯町のいじめ問題を考える会」は、このことを追求しようとしていない。（私の知る限りでは、当時の町長にはしていない）	いました令和7年4月1日から、令和7年10月1日に変更します。
---	--

	今必要なことは、個々人の責任を追及することではなく、教訓をくみだし今後に生かすことではなかろうか。そのためには、2018年に戻り、学級の子どもたちの状況 「チーム学校」としての対応 学校運営協議会の対応 学校長の対応、教育委員会の対応、学校設置者（町長）の対応、保護者の対応（加害者、被害者、周囲）などを多角的に検討することが必要と考える。その際、専門家には見えない視点からも検討することが必要である。時には内容の公開も辞さない態度も大切ではないだろうか。 条例ができたから安心ではなく、教訓を生かしあらゆる「いじめ」を減らす環境づくりとシステムを作ることが求められるのではなかろうか。また、「いじめ」を減らすための発信を積極的にする姿勢が必要と考える。	
--	---	--

(仮称) 大磯町こどもをいじめから守る条例 (素案)

下線部分が、御意見等を反映した箇所です。

こどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、未来への希望であり大切な宝です。
いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害です。

そして、いじめは、いつでもいかなるこどもにも起こり得るものであり、被害者にも加害者にもなる可能性を秘めているため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進する必要があります。

大磯町は、こどもの命を最優先に、こどもの権利を尊重し、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じです。）に係る基本理念を定め、大磯町（以下「町」といいます。）、学校、保護者及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定めることにより、こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) いじめ こどもと一定の人的関係にある他のこどもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているものをいいます。
- (2) 学校 大磯町立の中学校等の設置に関する条例（昭和39年大磯町条例第19号）に規定する小学校、中学校及び幼稚園並びに大磯町保育所条例（昭和37年大磯町条例第3号）に規定する保育所をいいます。
- (3) 町立小中学校 大磯町立の中学校等の設置に関する条例に規定する小学校及び中学校をいいます。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいいます。
- (5) こども 児童等その他これらの者と等しくいじめの防止等の対象と認めることが適当である者をいいます。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をい

います。

(7) 町民 町内に居住する者又は町内に勤務し、若しくは通学する者並びに町内において事業活動を行う個人及び団体をいいます。

(8) 関係機関等 警察署、児童相談所、医療機関その他のこどもに対するいじめの防止等に関係する機関及び団体をいいます。

(基本理念)

第3条 いじめは、こどもの尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害です。また、どのこどももいじめの被害者にも加害者にもなる可能性を持っています。こどもたちが夢や希望を抱き、学ぶことができる環境と、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、こどもに関わる全ての者がその責務と役割を自覚し、主体的な行動と相互の連携のもと、いじめの防止等に取り組めます。

(いじめの禁止等)

第4条 こどもは、いかなる理由があってもいじめを行ってはけません。

2 こどもは、命及び心の大切さ並びに尊さを実感し、いじめを行わず、お互いを思いやり、いたわり合いながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めます。

(町及び教育委員会の責務)

第5条 町及び大磯町教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、第3条の基本理念（以下「基本理念」といいます。）に則り、いじめの防止等に関し必要な施策を講じます。

2 町及び教育委員会は、学校設置者として、学校におけるいじめの防止等に関し必要な措置を講じます。

(学校及び学校の教職員等の責務)

第6条 学校は、基本理念に則り、その学校に在籍する児童等の保護者、町民及び関係機関等と連携を図り、学校全体でいじめの防止等に組織的に取り組めます。

2 学校の教職員及び保育士は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処します。

3 いじめの防止等に関し必要な措置を講ずる際は、いじめの背景にある外的要因等を考慮し対処します。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、その保護するこどもがいじめを行うことのないよう、そのこどもに対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。

2 保護者は、その保護するこどもがいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護します。

3 保護者は、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための施策及び措置に協力するよう努めます。

(町民の役割)

第8条 町民は、基本理念に則り、地域におけるこどもの見守りや声掛け等により、こどもが安心して生活することができる環境づくりに努めます。

2 町民は、こどもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに町、学校、保護者又は関係機関等に情報を提供するよう努めます。

(いじめ防止基本方針)

第9条 教育委員会は、法第12条の規定に基づき、町のいじめの防止等のための施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」といいます。）を定めます。

2 町立小中学校は、法第13条の規定に基づき、当該学校のいじめ防止基本方針を定めます。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、大磯町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」といいます。）を置くことができます。

2 協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。

3 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

(いじめ問題対策・調査委員会)

第11条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、大磯町いじめ問題対策・調査委員会（以下「委員会」といいます。）を置くことができます。

2 委員会は、児童等に重大事態が発生したときは、教育委員会の諮問に応じ、調査審議します。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

(いじめ問題再調査委員会)

第12条 町は、法第30条第2項の規定に基づき、大磯町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」といいます。）を置くことができます。

2 再調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について法第30条第2項に規定する調査を行います。

3 再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町規則で定めます。

(財政上の措置)

第13条 町は、こどもに対するいじめの防止等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(相談体制の整備)

第14条 町及び教育委員会は、こどもに対するいじめの防止等のため、こども及び保護者並びに町民が相談することができる体制を整備し、これを周知します。

2 学校は、児童等に対するいじめの防止等のため、児童等の状況を把握するとともに、児童等及び保護者が相談することができる体制を整備します。

(広報及び啓発)

第15条 町及び教育委員会は、こども及び保護者並びに町民に対して、こどもに対するいじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行うものとし、この条例への理解が得られるよう努めます。

(個人情報の取扱い)

第16条 いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た個人の情報を他人に漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(学校以外の学校等への協力要請)

第17条 町長及び教育委員会は、学校以外の学校等の設置者又は管理者に対して、町のいじめの防止等の施策について協力を求めることができます。

(町長及び教育委員会の連携)

第18条 町長及び教育委員会は、いじめの防止等のための施策を連携して推進するため、いじめに関する情報を共有し、積極的に連絡調整を行います。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定めます。

附 則

この条例は、令和7年●月●日から施行します。